

日バス協技第208号

平成29年7月18日

各都道府県バス協会会長 殿

公益社団法人日本バス協会

会長 三澤 憲一

「基準緩和自動車の認定要領等について（依命通達）」の一部改正等について

平素より、当協会の活動に格別なご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、国土交通省自動車局長から別添1「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）の一部改正について」及び別添2「基準緩和自動車の行政処分等要領について」のとおり通知がありました。（路線を定めて定期的に運行する連節バスについて変更があります。）

つきましては、貴協会傘下会員事業者に対し、周知徹底のほどお願い申し上げます。